

CBD・名古屋議定書の基礎

- 海外遺伝資源へのアクセスと利益配分 -

平成25年11月15日

第5回 有体物管理センター シンポジウム

一般財団法人 バイオインダストリー協会

生物資源総合研究所

井上 歩

バイオインダストリー協会(JBA)について

Japan Bioindustry Association

URL: <http://www.jba.or.jp/>

■ 活動の特徴

- * 政策提言、政策対話
- * 先端バイオ情報提供、シーズ発掘・産業化
- * オープンイノベーション推進
- * 国際ネットワーク形成、国際的枠組みづくり
- * バイオインダストリー発展の基盤整備

■ 沿革

- * 1942年に酒精協会として設立
- * 1987年に現組織に改組
- * 2011年4月に一般財団法人へ移行

■ 会員

- * 企業184社(医薬品、食品、化学、情報、電子機器、ベンチャー等)
- * 公共会員97団体(大使館、地方自治体、大学等)
- * 個人会員 約800人(大学・企業の研究者等)

(2013年11月現在)

地球環境関連条約

国連環境開発会議
(リオ・サミット)
1992年開催

生物多様性条約
1992年採択 93年発効
加盟 192+EU

気候変動枠組条約
1992年採択 94年発効
加盟 193+EU

19条3,4、8条(g)、17条

15条、8条(j)

カルタヘナ議定書
2000年採択 03年発効
加盟 161+EU

名古屋議定書
2010年採択

京都議定書
1997年採択 05年発効
加盟 189+EU

名古屋・クアラルン
プールの補足議定書
2010年採択

生物多様性条約

- Convention on Biological Diversity (CBD) -

・1993年12月29日：発効(193ヵ国が加盟。米国は未締結)

生物多様性条約(CBD)の目的:

- 1) 生物多様性の保全
- 2) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- 3) 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
(環境条約であるが、経済条約的性格をもつ)

生物多様性条約第15条

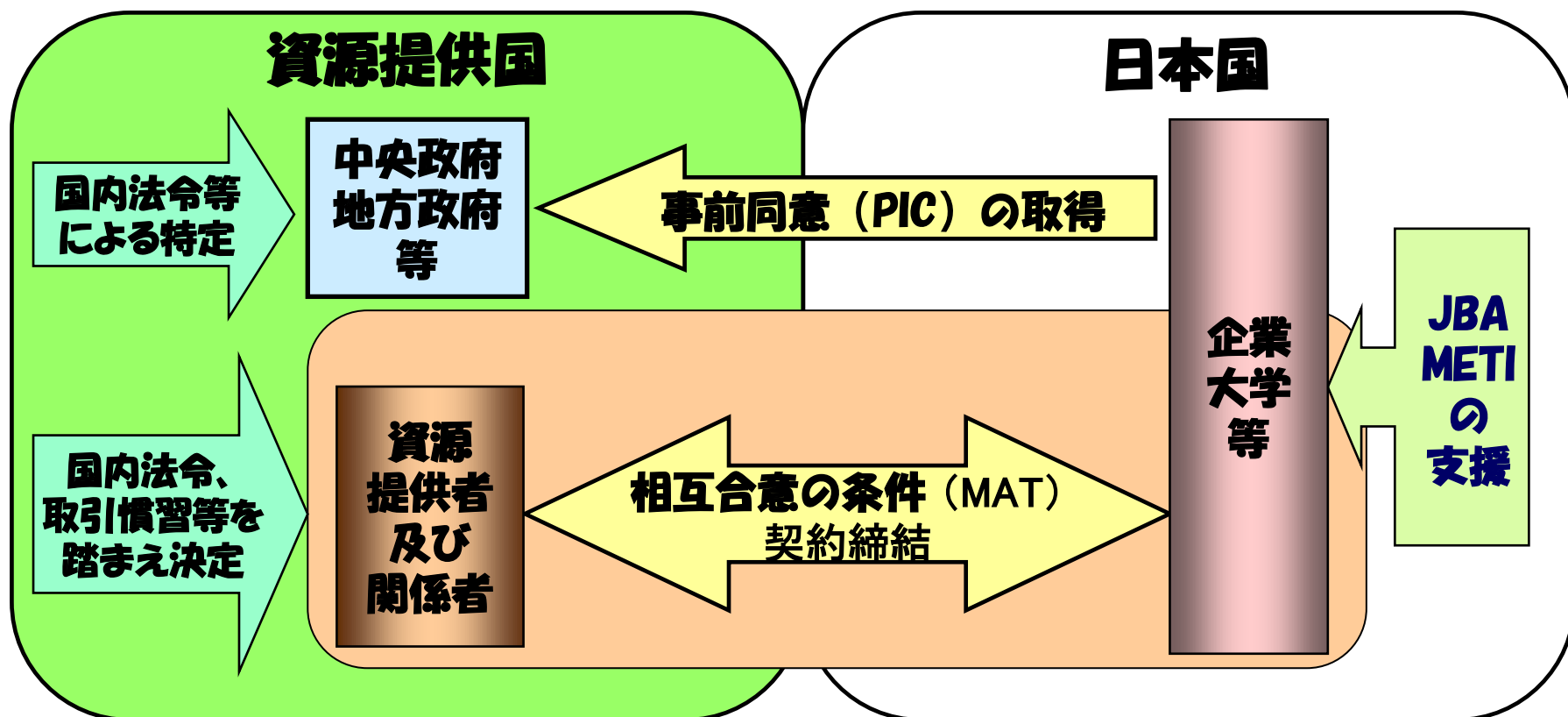
遺伝資源へのアクセスと利益配分

(Access and Benefit-sharing, ABS)

- 遺伝資源に対する加盟国の主権的権利を確
認 → 遺伝資源へのアクセスを国内法令で規制することが可能
- 提供国と利用者間での
「事前の情報に基づく同意
(Prior Informed Consent : PIC)」
が必要
- 遺伝資源の利用から生じる利益は
「相互に合意する条件
(Mutually Agreed Terms : MAT)」 (契約)
で配分する

アクセスと利益配分の枠組み

CBD、ボン・ガイドライン



遺伝資源とは、利益配分とは

■ 遺伝資源(*genetic resources*)

-生物多様性条約第2条 用語-

遺伝資源とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

遺伝素材とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他の由来する素材をいう。

■ 利益配分

- 基本的には契約当事者間の問題。

資源提供国の法令、行政措置により定めがある場合にはこれに従う。

- 金銭的利益と非金銭的利益

* 金銭的利益

アクセス料金、試料代、マイルストーン支払金、ロイヤリティー支払金
実施許諾料、研究資金 等

* 非金銭的利益

共同研究開発、成果の共有、教育・研修、技術指導 等

生物多様性条約第8条(j)項 伝統的知識(TK)の尊重

- 原住民・地域社会のTKを尊重する
- TKの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励する
- ただし、TKは定義されていない

(ABSの対象は「**遺伝資源に関連した伝統的知識**」)

海外遺伝資源に適正にアクセスするためには

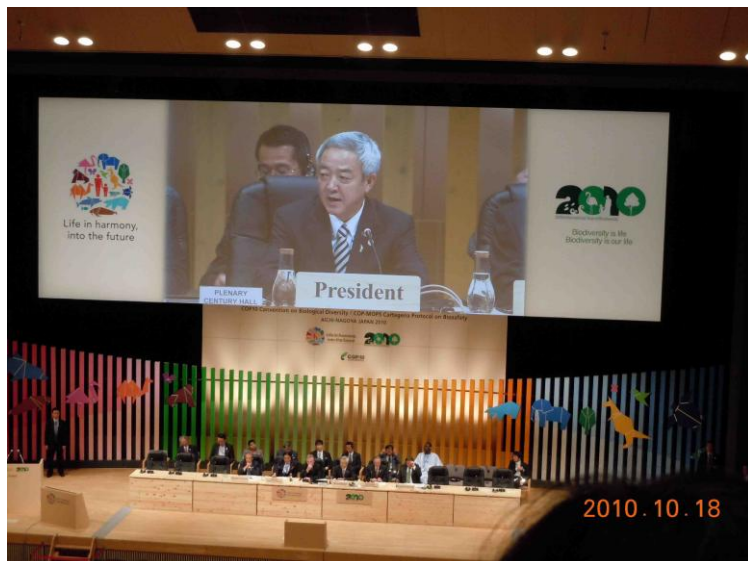
- (1) 資源提供国における関連法令を良く調べ、遵守する。**
- (2) 資源提供側との十分な相互理解を図った上で、権限を有する相手と契約交渉をする。**
- (3) 合意事項について書面で契約を結ぶ。**

ABSを巡る議論の推移

- 1993.12.29 「**生物多様性条約(CBD)**」が発効
- 1998.5 COP4でABSが正式議題になる。
- 2000.5 COP5でガイドラインの策定方針を決定。
- 2002.4: COP6で「**ボン・ガイドライン**」を採択。
- 2002.9 ヨハネスブルグ・サミット。
利益配分の **国際的制度(IR)**の交渉を決定
- 2003.3~ **CBDの下でIRの交渉を継続。**
入り口論で対立。2006年COP8で、2010年のCOP10までに交渉作業の終了を決定。しかし、交渉は最後まで難航。
- 2010.10 COP10で「**名古屋議定書**」を採択。

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

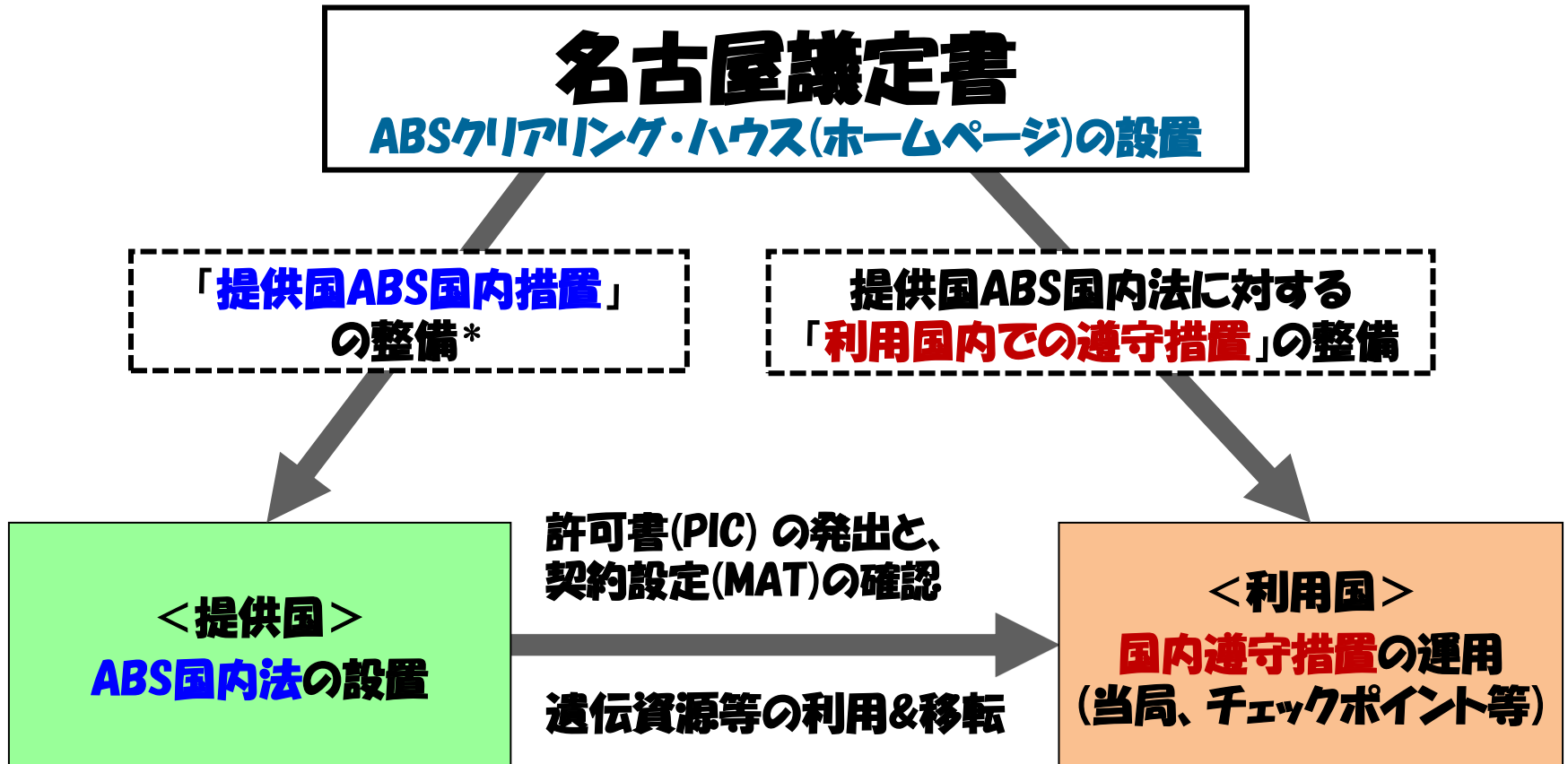
- COP10(<http://www.cbd.int/cop10/>)
- * 期間:2010年10月18~29日(10月27~29日に閣僚級会合)
- * 場所:名古屋国際会議場
- * 参加:179の締約国・地域、国際機関・企業・市民団体等1万3千人以上
- * 標語:「いのちの共生を、未来へ」(Life in Harmony, into the Future)



名古屋議定書の概要

条項		要点
目的 (1条)		<ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ衡平に配分し、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する
利益配分 (5条)		<ul style="list-style-type: none"> ● 当事者間の相互に合意する条件 (MAT) に基づき行う
<u>アクセス (6条、7条)</u>		<ul style="list-style-type: none"> ● 資源提供国の事前の情報に基づく同意 (PIC) が必要 ● <u>ABSに係る法律・規制要件の法的な確実性・明確性・透明性を確保</u>
<u>情報交換の仕組み (14条)</u>		<ul style="list-style-type: none"> ● <u>クリアリング・ハウスの設置</u>
遵守	<u>法令遵守 (15条& 16条)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供国の国内法と規制要件に従ったPIC取得とMAT設定を利用国内においてチェックするための「<u>適切で効果的かつ釣合いのとれた立法上、行政上又は政策上の措置</u>」をとる
	<u>GR利用のモニタリング (17条)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>遵守支援のため、GR等の利用をモニターするために、1ヶ所以上のチェックポイントを指定し、所定情報を収集・受付けする</u>

名古屋議定書の特徴



* ABS国内法を設置しないという選択肢もあり

日本の動き

■ 平成24年9月28日 報道発表

「生物多様性国家戦略2012-2020」の閣議決定

- 可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも2015年までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目指す。

■ 平成24年9月 環境省

「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」設置

- ABSに関する名古屋議定書の早期締結を目指し、日本にふさわしい国内措置のあり方について検討するため、産業界及び学術界の有識者等により構成される「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」(以下、「検討会」という。)を環境省が設置。
- 資料、議事録等：<http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/conf01.html>

名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会

(50音順、敬称略)

浅間	宏志	日本漢方生薬製剤協会生薬委員長	(厚)
足立	直樹	(株)レスポンスアビリティ代表取締役	
○磯崎	博司	上智大学大学院地球環境学研究科教授	
小幡	裕一	(独)理化学研究所バイオリソースセンター長	(文)
北村	喜宣	上智大学法科大学院教授	
小原	雄治	(共)情報・システム研究機構国立遺伝学研究所特任教授	(文)
鈴木	健一朗	(独)製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター上席参事官	
炭田	精造	(一財)バイオインダストリー協会生物資源総合研究所技術顧問	(経)
寺田	雅一	(株)タキイ種苗総務部法務課長	(農)
西澤	義則	(株)花王生物科学研究所シニアパートナー	(経)
二村	聡	(株)ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ代表取締役	
藤井	光夫	日本製薬工業協会知的財産部長	(厚)
丸山	純一	(財)食品産業センター技術環境部次長	(農)
吉田	正人	筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授 (公益財団法人日本自然保護協会専務理事、IUCN日本委員会会長)	

国内措置の検討の進め方（環境省説明）

■ 「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」

- 「国内措置のあり方」（基本方針、方向性等）*について検討し、報告書を取りまとめ、環境省へ提出する。

*座長説明：取り得る措置の幅やその幅の中でどのあたりの措置を取るべきか。

- 具体的な国内措置については、この場では議論しない。
- 進め方

【2012年度】①国内措置のあり方に関する論点の抽出

【2013年度】②国内措置のあり方に関する総合的な討論

③報告書案の検討、報告書の提出



■ 「関係省庁連絡会 作業部会」

- 具体的な国内措置については、「あり方検討会」の結果を受け、「関係省庁連絡会 作業部会」で検討する。

国内措置の検討の進め方に対する 産業界・学术界委員からの要望

「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」



- 産業界・学术界も参加し、具体的な国内措置について検討すべき。
- 産業界・学术界の各分野の実態を調査し、それを踏まえた議論をすべき。



「関係省庁連絡会 作業部会」

EUでの検討状況

- 欧州委員会が2012年10月4日に、「域内措置案（EU Draft Regulation on ABS）」を公表。
- 「域内での議論（欧州議会及び欧州連合理事会：通常18～30ヶ月）の後、COP12(2014年)までに議定書を批准する方針」と公表。
- 2013年9月12日、欧州委員会提案に対する欧州議会修正案を採択。
- 今後、欧州連合理事会で議論。

他の主な先進国の動き

■ デンマーク(EU加盟国)

- 利用国措置を主とする法案を公表(EU案公表前、考慮していない)
- 2012年10月COP11時点で、パフコメ中

■ スイス

- 「自然及び文化遺産保護法」に、利用国措置を主とする規定を追加
- 2012年5月16日～9月6日の間、パフコメ実施
- 2013年4月10日、連邦参事会(内閣)で採択

■ ハルウェー

- 「自然多様法」に基づく、ABS規則を策定予定(2012年10月COP11時点)

■ カナダ、ニュージーランド

- 未署名

名古屋議定書の発効に向けて

■ 署名、批准の現状 (2013年11月8日現在)

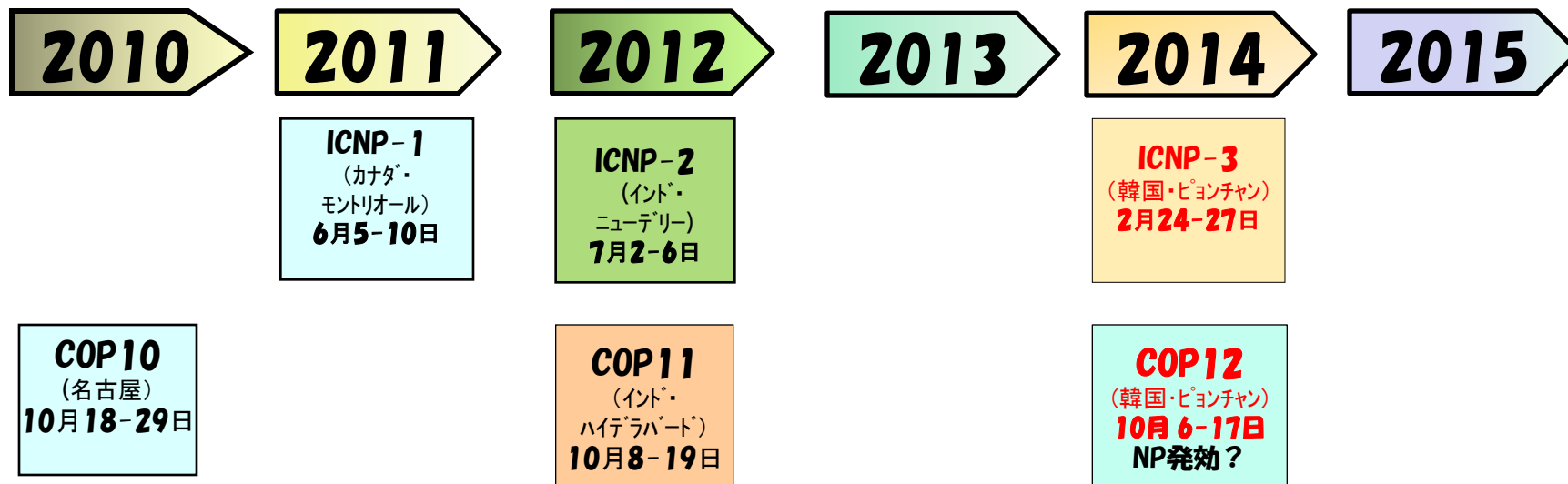
- 署名国: **92カ国**

- 批准国: **26カ国**

(アルバニア、ブータン、ボツワナ、コモロ、コートジボアール、エジプト、エチオピア、フィジー、ガボン、コートジボアール、ギニアビサウ、ホンジュラス、インド、インドネシア、ヨルダン、ラオス、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モンゴル、パナマ、ルワンダ、セイシェル、南アフリカ、シリア、タジキスタン)

- 発効: **50カ国**が批准した日から**90日後**に発効

CBDと名古屋議定書(NP)の主要な日程



国際

名古屋議定書(NP)実施に向けての作業

国内

名古屋議定書(NP)批准に向けての作業

METI & JBAの公的ABS支援活動

■ 遺伝資源アクセス情報提供

- ・ 専用website(<http://mabs.jp/>)
- ・ オープンセミナー



■ 相談窓口の開設

- ・ アドバイスを無料&守秘で提供

■ 海外アクセスルートの開拓

- ・ 2国間ワークショップ
- ・ 現地調査



■ 国際交渉への参加

- ・ ABSタスクフォース
- ・ 国際交渉会議への参加



「遺伝資源へのアクセス手引」

■ 遺伝資源利用のジレンマ

- * 提供国の「**アクセス手続きが不透明**」
- * 利用者がアクセスしなければ、**利益も発生しない**



■ 経済産業省委託事業の下、利用者向けの 手引を作成

- * 2005年3月：初版発行。
- * 2006年2月：初版英語版発行
- * 2012年3月：第2版発行
 - 名古屋議定書の重要事項を追加
 - 7年の実施経験を踏まえて、新たなQ&Aを追加



ご清聴ありがとうございました。